

宮城学院同窓会奨学金(給付)募集要項

本奨学金は、授業料納入が困難な学部学生を支援するため、本学同窓会が募集する給付奨学金です。全学科・全学年を対象としますが、困窮度に差がない場合は、卒業学年を優先します。
ただし、日本学生支援機構の給付奨学金及び授業料減免を受けている学生は対象外で、奨学金の併給状況に鑑みて総合的に判断します。

応募資格	本学建学の精神に添って学業に精励できる者で、経済的理由により修学の継続が困難で、さらに生活困窮度が著しい者。(留学生を除く学部生のみ。院生は申請不可)
給付金額	採用者には、1人あたり20万円を上限として給付
採用人数	5名
申請方法	願書に各種証明書類(次ページ参照)を添付して、下記期限内に学生課窓口へ提出してください。
選考基準	授業料の納入が困難な学生の経済状況を総合的に判断
備 考	※ <u>今年度既に奨学会奨学金もしくは大学奨学金に採用となった人は応募できません</u> ※ 過去に本奨学金に採用されたことのある人も応募可能です ※ 採用後は同窓会への感謝状を作成し、提出していただきます

＜申請手続きの流れ＞

ユニパ掲示板にて、申請書類一式をダウンロードし印刷してください。必要書類を揃え、学生課に期限までに提出してください。

クラス担任所見は、ダウンロードしたエクセルファイルの「所見シート」に自分の学籍番号・氏名を入力し、ファイル名を自分の学籍番号・氏名に変更した上で、クラス担任に送付して記入依頼をしてください。その際、下記期日までに学生課へ提出するよう併せて伝えてください。

※保護者(父母もしくはそれに代わる人)の自署や押印、添付書類の取り寄せが必要となりますので、保護者と離れて一人暮らしをしている人などは早めに準備してください。

※願書や添付書類に不備があった場合、記入訂正や新たな書類の取り寄せをお願いすることになりますので、書類はなるべく提出期限より前に余裕をもって提出してください。

提出期限 **2024年1月5日(金)17:00**(締切厳守)

【問い合わせ先】 学生課

【提出書類】

1) 願書（所定書式。学生本人が記入すること。）

※ただし、「保護者欄」（氏名、現住所、続柄、生年月日等）は、必ず保護者（父母またはそれに代わる人）に直筆で記入してもらってください。署名欄の代筆は不可。

※書き間違えた場合、修正テープは使用せず訂正箇所にも二重線を引き、訂正印を押してください。

2) クラス担任所見 クラス担任から学生課へ提出をお願いしてください。

3) 成績証明書 1年生は出身高校から、2年生以上は証明書自動発行機から取得してください。

4) 令和5年度所得証明書（R4.1.1～R4.12.31 分所得）

同一生計家族のうち、**学生本人以外全員分** ※収入の記載がある課税・非課税証明書も可

- 父母両方（父母がいない場合は代わって家計を支えている人）および同一生計家族で学生以外の方全員の所得証明書を提出してください。
- 無職であっても、収入0円と明記されている所得証明書等が必要です。遺族年金、親戚・祖父母・兄弟姉妹からの援助金、生活保護費をもらっている場合も「給与所得」とします（親戚等からの援助金がある場合は「援助金に関する申告書」の提出が必要です）。
- 2023年1月1日以降出願時までには就職・転職・再就職等した方は、現在の収入に関する証明書（現在の勤務先が発行する「年収見込証明書」もしくは、直近の給与明細書（3カ月分程度））を提出してください。
- 2023年1月1日以降出願時までには離職した方は、離職を証明する書類（離職票等の写し）を提出してください。離職を証明する書類の提出ができない場合は、「収入に関する事情書（所定様式）」を提出してください。
- 下記に当てはまる収入がある場合は、それを証明する添付書類も提出してください。（退職金等の臨時収入は申告不要です）

収入の種類	証明書類（コピー可）	発行者	備考
年金（遺族年金・恩給など）	年金振込通知書 または年金額改定通知書	日本年金機構等	
傷病手当	傷病手当金通知書		
失業給付金	雇用保険受給資格者証	ハローワーク	すべてのページをコピーする
児童扶養手当・児童手当など	児童（扶養）手当通知書	市区町村	
生活保護	保護決定（変更）通知 （金額が明記された書類）	福祉事務所	受給証明書は不可

5) 特別控除に関する証明書（あてはまる場合は、下記の証明書類を提出してください）

① 家族の中に障害のある方がいる場合 ⇒ 障害者手帳のコピー

② 家計維持者が単身赴任等で別居している場合

⇒ 単身赴任者の家賃・電気・ガス・水道代の領収書のコピー（2～3カ月分）
（自動引落しの時は通帳のコピーの他、請求書もあわせて提出のこと）

③ 家族の中に6ヶ月以上にわたる長期療養者がいる場合

⇒ 病院・薬局の領収書や、介護保険法による「要介護・要支援認定」を受けた人がサービスを利用した自己負担額がわかる領収書などのコピー（直近6か月分）

④ 最近1年以内に、火災・風水害または盗難などの被害を受けたことがあり、その後長期（2年以上）にわたって支出の増加または収入の減少がある場合

⇒ 被害を受けたことの証明書（罹災証明書・盗難届など）と被害により生じた実費を証明する領収書のコピーを提出してください。（保険・損害賠償などで補てんされた金額は除く）